

令和6年度「インターネットを利用した高度管理医療機器に係る継続的研修」質問回答

Q1. 高度管理医療機器ではない特定保守管理医療機器の購入等に関する記録について、義務ではなく努力義務になるのでしょうか？

→特定保守管理医療機器の販売や授与・賃貸に関する記録は記載から15年間の保存義務があります。